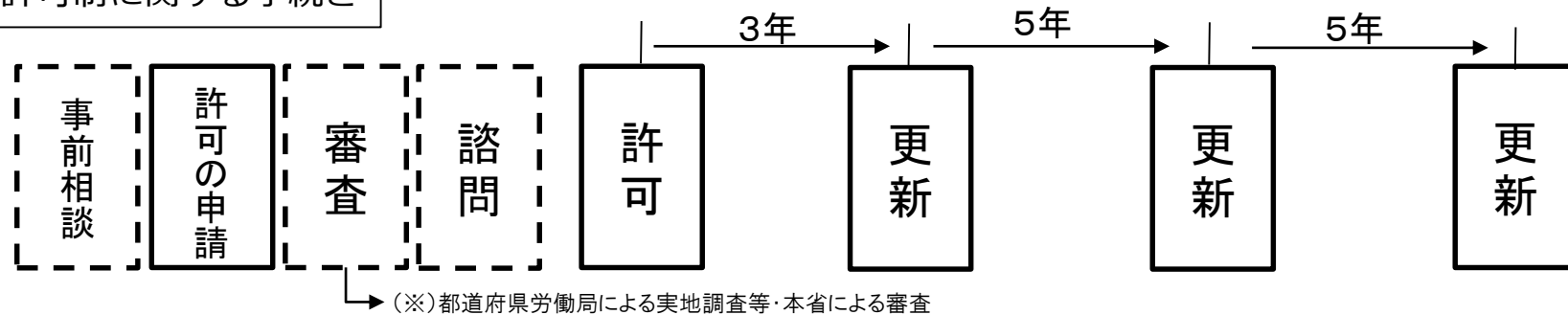


労働者派遣事業の許可制について

労働者派遣事業の許可制について

- すべての労働者派遣事業を行おうとする者は許可を受けなければならない（法第5条）。
- 有効期間は、新規の許可の場合は3年、許可の有効期間の更新の場合は5年（法第10条）。
- ※ 許可は事業主単位で受け、届出により新たな事業所を設置することができる。

許可制に関する手続き



許可制に関する主な法改正の経緯

昭和60年	労働者派遣法の制定 ○ 一般労働者派遣事業は許可制、特定労働者派遣事業（派遣労働者が常用雇用労働者（※）のみの労働者派遣事業）は届出制 ○ 有効期間は、新規の許可及び更新の場合の有効期間のいずれも3年
平成8年	○ 有効期間について、更新の場合の有効期間を3年から5年に延長
平成27年	○ 労働者派遣事業の許可制への一本化 特定労働者派遣事業は届出により行うことが認められていたが、すべての労働者派遣業について許可制に一本化

（※）常用雇用労働者とは、無期雇用労働者や1年以上の雇用見込みのある労働者をいう。

(旧) 特定労働者派遣事業の廃止 (平成27年改正)

改正の背景

- 改正当時、特定労働者派遣事業には以下のような問題が指摘されていた。
 - ・ 特定労働者派遣事業の扱う派遣労働者は常時雇用で雇用が安定しているはずだが、内訳は有期雇用が多い
 - ・ 一般労働者派遣に比べ行政処分の件数が多い
 - ・ 許可要件を満たせないために、特定労働者派遣事業と偽り、一般労働者派遣事業を行う事業者がいる

平成27年改正時

一般労働者派遣事業 【許可制】

〔 一般労働者派遣事業とは、
登録型の派遣労働者を1人でも扱う事業 〕

※事業所数：18,279所 (平成27年度末時点)



特定労働者派遣事業 【届出制】

〔 特定労働者派遣事業とは、
常時雇用される派遣労働者のみを扱う事業 〕
〔 派遣元で無期雇用される派遣労働者
+
1年超の雇用の見込みのある有期雇用の派遣労働者 〕

※事業所数：67,370所 (平成27年度末時点)

平成27年改正後

労働者派遣事業 【許可制に一本化】

※事業所数：44,764所 (令和2年2月末時点)
※特定労働者派遣事業から許可へ移行した事業所数
20,677所 (令和元年7月末時点)

※特定労働者派遣事業には許可制への移行に際しての経過措置
(3年間(経過措置期間は終了))
※小規模派遣元事業主には暫定的な配慮措置
・ 常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主
(基準資産額：1,000万円、現預金額：800万円) (当分の間)
・ 常時雇用している派遣労働者が5人以下である中小企業事業主
(基準資産額：500万円、現預金額：400万円)
(施行後3年間(経過措置期間は終了))

労働者派遣事業の欠格事由

- ・ 欠格事由に該当する者は、労働者派遣事業の許可を受けることができない。（法第6条）

	労働者派遣事業
欠格事由 法第6条	① 禁錮以上の刑に処せられ、又は労働者派遣法違反等により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 ② 健康保険法等の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 ③ 心身の故障により労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの ④ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ⑤ 労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者 ⑥ 労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの ⑦ 労働者派遣事業の許可の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に労働者派遣事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの ⑧ ⑦に規定する期間内に労働者派遣事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、⑦の通知の日の前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの ⑨ 暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者） ⑩ 未成年者であって、その法定代理人が①～⑨、⑪のいずれかに該当するもの ⑪ 法人であって、その役員のうちに①～⑩のいずれかに該当する者があるもの ⑫ 暴力団員等がその事業活動を支配する者 ⑬ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

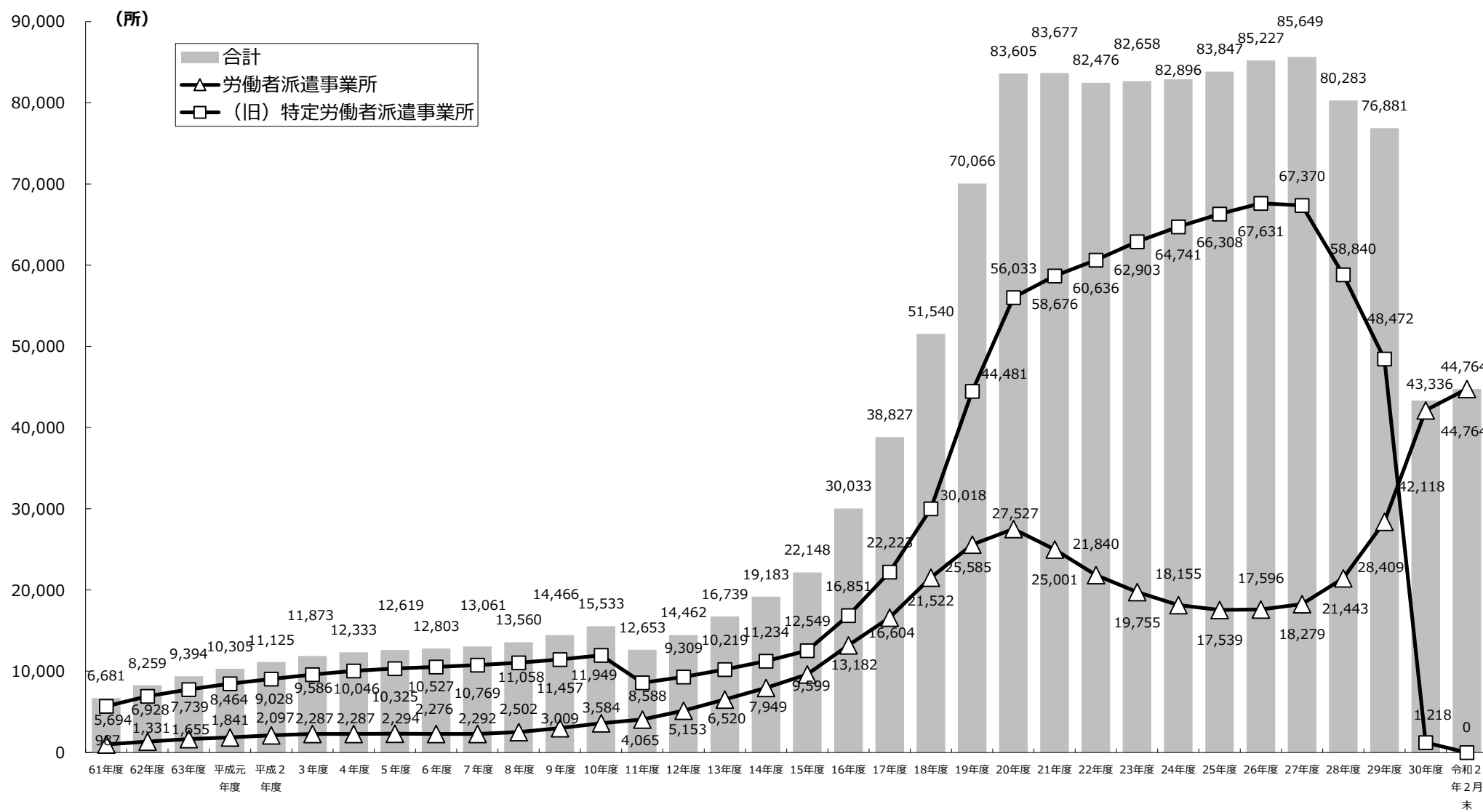
※ 労働者派遣事業の許可を受けた後、許可の欠格事由に該当するに至ったときは、許可が取り消されることになる

労働者派遣事業の許可基準

- ・ 許可基準に適合していると認められるときは、許可しなければならない。（法第7条）

	労働者派遣事業
許可基準 法第7条	① 専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われるものでないこと（法律） ② 派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足る能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること（法律） ○ 派遣労働者のキャリア形成支援制度を有すること（省令） ○ 派遣労働者のキャリアアップ措置に関する実施状況等、教育訓練等の情報を管理した資料を労働契約終了後3年間は保存していること（局長通知） ○ 無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の期間の終了のみを理由として解雇できる旨の規定がないこと。また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が継続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇できる旨の規定がないこと（局長通知） ○ 雇用契約期間内に派遣契約が終了した派遣労働者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払う旨の規定があること（局長通知） ○ 派遣労働者に対して、労働安全衛生法第59条に基づき実施が義務付けられている安全衛生教育の実施体制を整備していること（局長通知） ○ 雇用安定措置の義務を免れることを目的とした行為を行っており、労働局から指導され、それを是正していない者ではないこと（局長通知） ③ 個人情報を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること（法律） ④ 事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること（法律） ○ 資産の総額（繰延資産及び営業権を除く。）から負債の総額を控除した額（以下、「基準資産額」という。）が「2,000万円×事業所数」以上、基準資産額が、負債の7分の1以上、現預金「1,500万円×事業所数」以上であること（局長通知） ○ 労働者派遣事業に使用し得る面積がおおむね20㎡以上であること 等（局長通知）

○ 派遣元事業所数の推移

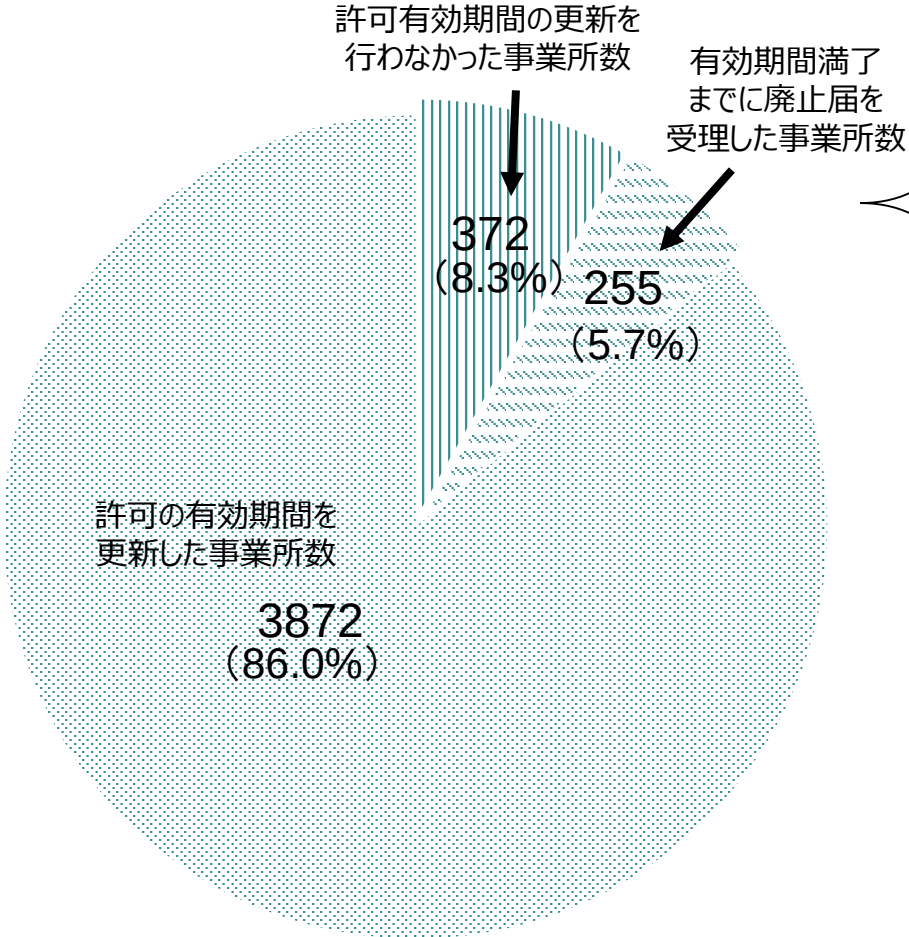


※ 資料出所：厚生労働省職業安定局需給調整事業課調べ

※ 平成10年度までは新規許可・届出受理事業所の累計（延べ数）平成11年度からは廃止及び不更新事業所を除いた実数

※ 平成27年労働者派遣法改正法により、全ての労働者派遣事業が許可制に一本化された（経過措置により、改正前から届出により特定労働者派遣事業を営む者は、平成30年9月29日まで引き続き当該事業を行うことが可能。また、同日までに許可申請を行った者については、許可又は不許可の処分がある日まで当該事業を行うことが可能）。

○ 初回更新の状況について <平成31年 1月～令和 2年 4月更新分>



※ 平成31年 1月～令和 2年 4月更新における実績

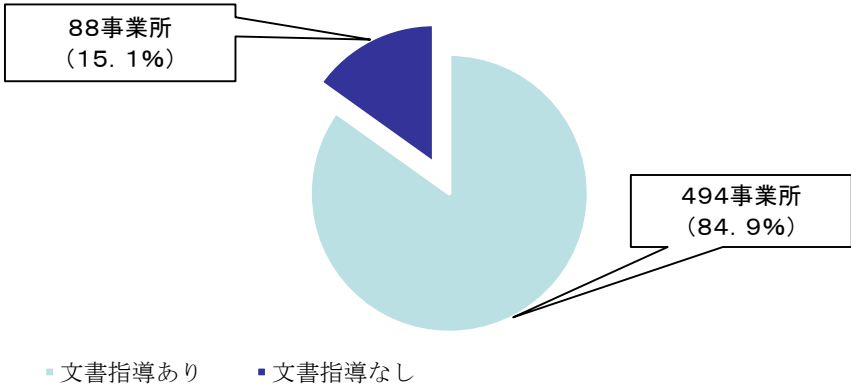
廃止及び不更新理由	許可有効期間の更新を行わなかった事業所数	有効期間満了までに廃止届を受理した事業所数
①個人から法人へ変更したため		3
②別会社を設立したため	1	5
③業績不振のため	9	22
④労働者派遣事業の実績がなく、今後行う見込みがないため	118	116
⑤吸収・合併されたため	9	51
⑥倒産・解散のため	4	24
⑦請負で行うため労働者派遣事業を行わなくなったため	10	1
⑧同一法人の他の許可事業所と統合したため		5
⑨基準資産額を満たさなくなったため	154	5
⑩営業譲渡・事業譲渡のため		11
⑪派遣元事業主が欠格事由に該当したため		
⑫許可を取り消されたため		5
⑬その他	67	7

資料出所：職業安定局需給調整事業課調べ

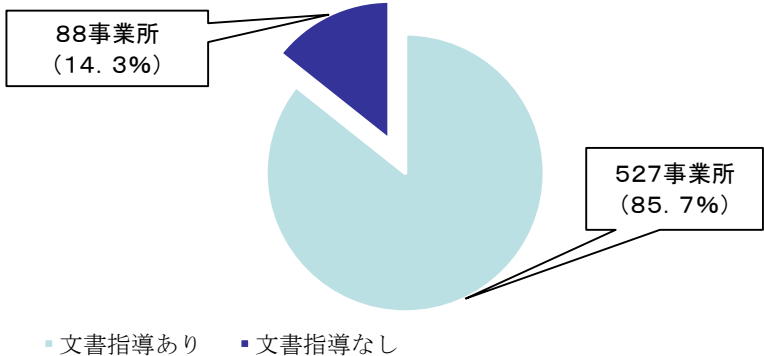
○ 初回許可事業所と更新許可事業所における指導状況

- ・ 平成28～30年度指導監督を実施した初回許可事業所582所、更新許可事業所615所を無作為抽出
 - ※初回許可事業所とは、新規許可を受け、初回の許可更新を受ける前の事業所である。
 - ※更新許可事業所とは、既に許可更新を受けている事業所である。
 - ※抽出数は、原則として、各労働局の事業所数に応じ、各年度同数、初回・更新事業所を半数ずつとした。
- ・ 上位を占める違反条項等は、初回許可事業所と更新許可事業所と同様
- ・ 違反率については、上位を占める多くの違反条項において、更新を経ることで違反率の低下が見られる

初回許可事業所における指導割合



更新許可事業所における指導割合



違反条項等（上位）	初回許可事業所（582事業所）		更新許可事業所（615事業所）	
	違反件数	違反事業所率	違反件数	違反事業所率
法第34条（就業条件等の明示）	333件	57.2%	342件	55.6%
法第37条第1項（派遣元管理台帳）	302件	51.9%	323件	52.5%
法第26条第1項（派遣契約締結の際の記載事項）	273件	46.9%	265件	43.1%
法第35条（派遣先への通知）	231件	39.7%	233件	37.9%
法第23条第5項（事業所ごとの情報提供）	148件	25.4%	119件	19.3%
法第34条の2（料金の額の明示）	144件	24.7%	108件	17.6%
延べ違反件数	1,904件	—	1,870件	—

※定期指導監督事案、申告事案のいずれも含まれる。

資料出所：職業安定局需給調整事業課調べ

過去の主な指摘

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 27 年9月8日参議院厚生労働委員会）

- 労働者派遣事業の許可に当たっては、事業運営の実績等がない中で書面による審査にならざるを得ないこと等に鑑み、最初の許可更新の際に、当該更新を受けようとする派遣元事業主が許可基準を満たしていることを労働政策審議会に報告することとし、その効果を検証した上で、初回の許可の有効期間である三年を短縮することについても検討すること。

論点

(旧)特定労働者派遣事業の廃止(許可制への一本化)

- 届出制を廃止し、許可制に一本化したことについて、どのように考えるか。
- 現在でも4万あまりの派遣元事業所がある中で、許可制の在り方について、どのように考えるか。

初回許可の有効期間

- 初回の有効期間（現行3年）の長さについて、どのように考えるか。